別記様式第二（第９条関係）

（表面）

第　　号

国立研究開発法人情報通信研究機構法第 20 条第２項の検査員証

官職

氏名

年　　月　　日交付

総　務　大　臣　印

財　務　大　臣　印

（裏面）

国立研究開発法人情報通信研究機構法抜粋

（報告及び検査）

第 20 条　総務大臣又は財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 25 条　第 20 条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、20 万円以下の罰金に処する。

（日本工業規格 A 列７番）